

低炭素建築物の認定制度について

三重県県土整備部建築開発課

1. 法律の概要

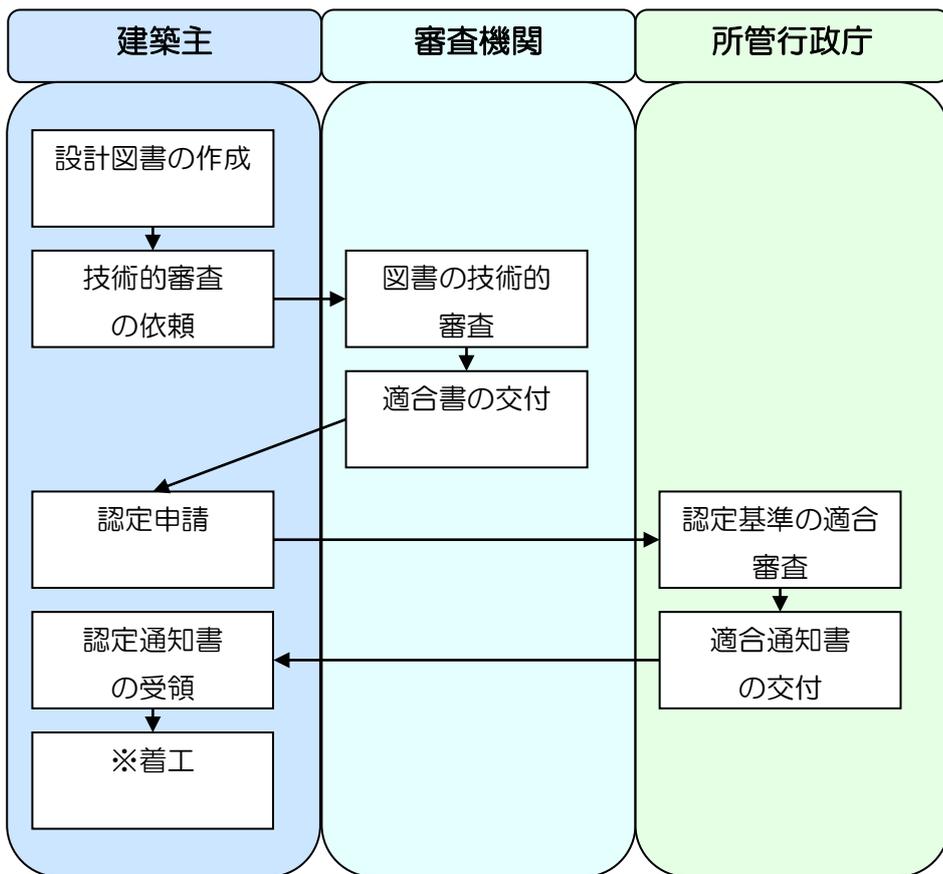
「都市の低炭素化の促進に関する法律」(以下「法」といいます。)が平成24年12月4日に施行されました。この法では、**市街化区域等内***において低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等を行うとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができます。

認定を受けた建築物については、**容積率緩和措置**や一定の新築住宅については**税制優遇措置**の対象となります。

*市街化区域等内は、市街化区域又は非線引き都市計画区域の用途地域内となります。

2. 認定の手続き

標準的な認定の申請手続きは、あらかじめ技術的審査を行う機関*(以下「審査機関」という)による技術的審査を受けた後に、所管行政庁へ申請する手続きとなります。なお、あらかじめ技術的審査を受けることにより、所管行政庁による審査が簡略化されるため、認定申請手数料が減額されます。



※注意

認定申請は着工前に申請する必要があります。また、申請後であれば着工できますが、着工後に認定基準に満たなく認定通知書が交付されなかった場合、再度申請することはできません。

建築物省エネ法の手続きについて

認定がされた建築物で、建築物省エネ法の届出又は適合性判定が必要なものにあつては、これらを行ったものとみなされます。

※審査機関については、「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準の審査の適合性を審査する機関を定める告示(平成24年三重県告示第810号)」で定めています。

なお、技術的審査を実施予定機関については、住宅性能評価・表示協会HPから確認することができます。

<https://www.hyoukakyukai.or.jp/teitanso/gyosei.php>

3. 認定基準(令和4年10月1日に改正)

| 項目 | 概要 |
|------------------|---|
| 定量的評価項目 | <ul style="list-style-type: none"> 省エネ法に基づく省エネ基準と同等以上の断熱性能を確保すること。 省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量が省エネ基準で定める値から20%以上削減されていること。 |
| 選択的項目 | 節水対策、木材の利用など低炭素化に資する措置の9項目から1つ以上の措置を講じていること。 |
| 再生可能エネルギー利用設備の導入 | 再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電設備等）が設けられていること。 さらに、一戸建て住宅においては再生可能エネルギー利用設備で得られるエネルギー量を差し引いた一次エネルギー消費量が省エネ基準で定める値から50%以上削減されていること。 |
| 基本方針 | 大臣が定める法の基本的な方針に適合していること。 |
| 資金計画 | 資金計画が低炭素建築物の新築等を行うにあたって適切であること。 |

4. 認定申請等の提出窓口について

建設地（市街化区域又は非線引き都市計画区域の用途地域内に限ります。）が県の所管区域内である場合、当該建設地を所管する県の建設事務所建築開発室（課）に提出してください。

なお、県尾鷲建設事務所管内は用途地域が指定された区域がないため、認定申請はできません。

| 相談窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 三重県県土整備部建築開発課 | 〒514-8570 津市広明町 13 | TEL:059-224-2709 FAX:059-224-3147 |
| 三重県桑名建設事務所建築開発室 【いなべ市・木曾岬町・東員町】 | 〒511-8567 桑名市中央町 5 丁目 71 | TEL:0594-24-3667 FAX:0594-24-3696 |
| 三重県四日市建設事務所建築開発室 【亀山市・菟野町・朝日町・川越町】 | 〒510-8511 四日市市新正 4 丁目 21-5 | TEL:059-352-0684 FAX:059-352-0659 |
| 三重県松阪建設事務所建築開発課 【多気町】 | 〒515-0011 松阪市高町 138 | TEL:0598-50-0587 FAX:0598-50-0624 |
| 三重県伊勢建設事務所建築開発室 【伊勢市・玉城町】 | 〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2 | TEL:0596-27-5210 FAX:0596-27-5256 |
| 三重県志摩建設事務所建築開発課 【鳥羽市】 | 〒517-0501 志摩市阿児町鵜方 3098-9 | TEL:0599-43-9651 FAX:0599-43-1353 |
| 三重県伊賀建設事務所建築開発室 【名張市・伊賀市】 | 〒518-8533 伊賀市四十九町 2802 | TEL:0595-24-8239 FAX:0595-24-8241 |
| 三重県熊野建設事務所建築開発課 【御浜町】 | 〒519-4393 熊野市井戸町 371 | TEL:0597-89-6148 FAX:0597-89-6152 |

- ◆桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、※伊賀市、※名張市、※亀山市内における建築物につきましては、各市役所にお問い合わせください。※印の市内においては建築基準法第6条第1項4号建築物(法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く)のみ対象。